

河合町議会会議録

令和3年 12月3日 開会

河合町議会

令和3年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（12月3日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○閉会中における継続審査結果の報告	7
○付議事件の一括提案理由の説明	8
○議案第50号の質疑、討論、採決	13
○議案第51号の質疑、討論、採決	14
○議案第52号の質疑、討論、採決	16
○議案第53号の質疑、討論、採決	17
○承認第13号の質疑、討論、採決	19
○承認第14号の質疑、討論、採決	23
○議案第45号から議案第49号及び議案第54号の委員会付託	25
○散会の宣告	25
○署名議員	27

河合町告示第34号

令和3年第4回（12月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月25日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和3年12月3日

2 場 所 河合町議会議場

令和 3 年 1 2 月 3 日 (金曜日)

(第 1 号)

令和3年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年12月3日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第50号 河合町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第51号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第52号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第53号 河合町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）
- 日程第 8 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）
- 日程第 9 議案第45号 令和3年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第46号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第47号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第48号 河合町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 日程第13 議案第49号 河合町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第54号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介
3番 梅 野 美智代

2番 常 盤 繁 範
4番 佐 藤 利 治

5番 中山 義 英
7番 長谷川 伸 一
9番 大 西 孝 幸
11番 岡 田 康 則
13番 谷 本 昌 弘

6番 坂 本 博 道
8番 杵 本 光 清
10番 馬 場 千 恵 子
12番 西 村 潔

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	清 原 正 泰	参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	環 境 部 長	石 田 英 毅
ま ち づ くり 推 進 部 長	福 辻 照 弘	教 育 委 員 会 参 事	山 本 剛
総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎	福 祉 部 次 長	小 山 寿 子
ま ち づ くり 推 進 部 次 長	中 島 照 仁	財 政 課 長	新 井 俊 洋
税 務 課 長	松 本 武 彦	管 財 課 長	内 野 悦 規
住 民 福 祉 課 長	古 谷 真 孝	ま ち づ くり 推 進 課 長	杵 本 幸 史
地 域 活 性 課 長	吉 川 浩 行	教 育 総 務 課 長	中 尾 勝 人

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得 高 根 亜 紀 主 事 平 井 貴 之

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（梅野美智代） 本日、告示第34号をもって令和3年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。
- よって、令和3年第4回定例会は成立しましたので、開会します。
-

◎開議の宣告

- 議長（梅野美智代） これより本日の会議を開きます。
-

◎町長の挨拶

- 議長（梅野美智代） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。
- 町長（清原和人） はい、議長。
- 議長（梅野美智代） はい、町長。
- （町長 清原和人 登壇）
- 町長（清原和人） 改めまして、おはようございます。

本日、令和3年第4回12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にも関わりませずご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

開会に先立ちまして、先日行われます町制施行50周年記念式典に梅野議長、杵本副議長、各議員の皆様にお越しいただき、感謝申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に関する河合町内の状況について説明させていただきます。12月2日現在、町内感染者の累計は189人で、本年4月以降では142人となっております。10月以降新規感染者数はゼロと鎮静化している状況でございます。しかしながら、海外の新たな変異株による感染拡大を受けまして、政府は全ての国を対象に入国を原則停止するなど、再び厳しい状況になることが懸念されます。町といたしましても、引き続き町民

の皆様を守る対策を講じてまいりたいと思っております。

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、住民の皆様には令和4年2月頃から豆山の郷での集団接種を実施する方向で進めております。ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、改めまして招集の挨拶をさせていただきます。

本日は、議案第45号から第54号までの10議案、承認第13号と第14号の2承認、合計12案件を提出させていただいております。後ほど議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただきまして、ご決定を賜りますことをお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅野美智代） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、6番、坂本博道議員、7番、長谷川伸一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅野美智代） 日程第2、会期の決定を議題とします。

11月25日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、長谷川伸一議会運営委員長より会期等について報告願います。

○7番（長谷川伸一） はい、梅野議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 去る11月25日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、12月3日より12月15日までの13日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日3日が本会議、一般質問は7日火曜日、8日水曜日

の午前10時から、総務常任委員会は9日木曜日午前10時から、厚生常任委員会は9日木曜日午後1時30分から、経済建設常任委員会は10日金曜日午前10時から、常任委員会予備日は10日金曜日午後1時30分からです。本会議最終日は15日水曜日午前10時からです。

本日の議事日程につきましては、議案第50号、51号、52号、53号の4議案と承認第13号と第14号の2承認を本日は一括上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（梅野美智代） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日3日より15日までの13日間と決定します。

◎閉会中における継続審査結果の報告

○議長（梅野美智代） 次に、日程外ですが、令和3年第3回9月河合町議会定例会において、経済建設常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 経済建設常任委員会継続調査結果の報告をさせていただきます。

閉会中の11月18日に開催した経済建設常任委員会の審査の概要について報告いたします。

継続審査案件でありました県域水道一体化水道事業の統合に関連し、河合町の水道事業の状況、県域一体化の内容を調査し、町民にとってどのような影響、課題があるのかを調査、検討するため理事者の報告を求めました。

理事者より県域水道一体化については、令和6年度一部事務組合、企業団設立、令和7年度事業統合を目指していること、河合町の水道事業の現状、県域水道一体化により何が変わるのか、各自治体の状況及び課題について、今後の水道事業について、施設の共同化について説明がありました。新しく築造する配水地の規模と施工時期について、また、管路の更新

状況について、広域化の際の債権と債務の影響について、一体化することにより料金への影響や安定的に運営できるのか、住民サービスの対応等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上が閉会中の当委員会における審査結果の概要として報告させていただきます。

○議長（梅野美智代） 以上で、閉会中における経済建設常任委員会の委員長報告が終わりました。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（梅野美智代） それでは、理事者の方より、議案第45号より第54号までの10議案、承認第13号、第14号の2承認について提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めまして、おはようございます。

少し長くなりますので、失礼してマスクを外させていただきます。

それでは、令和3年12月定例議会に上程いたしました議案第45号から第54号までの10議案、承認第13号と第14号の2承認、合計12案件につきまして、順次ご説明をいたします。

まず、議案第45号 令和3年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,366万円を追加し、予算総額を72億6,669万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出から順にご説明をいたします。

議案書の10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費では、県町村会の自治体デジタルトランスフォーメーション推進支援金を活用いたしまして、広報紙等作成ソフト使用料や会議用大型モニター等を購入するといたしまして230万円増額するものでございます。

同じく、目12財政調整基金費では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整といたしまして1,855万7,000円を増額するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費では、令和2年度福祉医療費の精算に伴い

ます県補助金返還金といたしまして5,000円増額いたします。

同じく、目11障害福祉費では、令和2年度身障医療費の精算に伴う県補助金額返還金といたしまして16万3,000円を増額するものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目3児童措置費では、児童手当制度改正によります高所得者への支給廃止に伴いますシステム改修費といたしまして336万5,000円を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

同じく、目3児童措置費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業といたしまして8,657万円増額するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、健康診断及び健診の結果様式の標準化等に伴いますシステム改修費といたしまして172万7,000円増額するものでございます。

同じく、目2予防費では、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用で、国庫補助金対象分といたしまして2,565万円を増額するものでございます。

次に、14ページ下段をお願いいたします。

同じく、ワクチン接種に係ります国庫負担金対象分といたしまして2,532万3,000円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

6ページにお戻りをお願いいたします。

款1町税では、固定資産税におきまして新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例に伴う減収に伴いまして、862万7,000円の減額。

款10地方特例交付金では、ただいま申し上げました固定資産税減収分の同額を補填するため、地方税減収補填特別交付金といたしまして862万7,000円を増額するものでございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金及び項2国庫補助金では児童手当制度改正に伴いますシステム改修費や子育て世帯への臨時特別給付金事業費、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種費などの財源といたしまして、合計1億4,194万8,000円を増額をするものでございます。

8ページをお願いいたします。

款21諸収入では、県町村会からの自治体デジタルトランスフォーメーション推進支援金及び令和2年度後期高齢者医療費や子ども医療費の精算に伴います過年度収入といたしまして、合計2,171万2,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出1億6,366円の増額補正となっております。

続きまして、議案第46号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ33万円を追加し、予算総額を22億1,209万円とするものでございます。

今回の補正は、葬祭費の不足見込みに伴いまして、増額補正を行うものでございます。8ページには歳出で葬祭費を、6ページには歳入で保険給付費等交付金をそれぞれ計上させていただきます。

次に、議案第47号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,100万円を追加し、予算総額を4億2,290万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、特別徴収保険料の増収見込みに伴いまして、増額補正を行うものでございます。8ページには歳出で広域連合への納付金を、また、6ページには歳入で特別徴収保険料をそれぞれ計上させていただきます。

次に、議案第48号 河合町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、本町が実施いたします予防接種により健康被害が発生した場合、または、その疑いがある場合におきまして、医学的見地から調査を行うため、河合町予防接種健康被害調査委員会を設置する必要があるため、委員会に関しまして必要な事項を定めることを目的といたしまして、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第49号 河合町空き家等対策の推進に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、近年適切な管理が行われていない空き家が増加いたしまして、周囲に悪影響を与えている現状がある。その中におきまして、空き家等に関する対策と空き家等の所有者等の責務や町民の役割を定め、生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を推進するために新たに制定するものでございます。

なお、本案件につきましては、本年6月議会における議決決定を受けまして、その際議員の皆様方からいただきました貴重のご意見を参考に素案を修正いたしまして、河合町空き家等対策協議会での議論を経て新たに提案するものでございます。

なお、この条例は、令和4年2月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第50号 河合町個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、本年5月19日に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴いまして、当該法律を引用する箇所の整備が必要となったため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる既定の施行の日、または、公布の日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

議案第51号 河合町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、厚生労働省が定めます家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、保育所等を利用する保護者の利便性の向上、保育所等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録等の作成、保存等について書面等に代え、電磁的記録により行うことができる旨の規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第52号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、内閣府が定めます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等につきまして、書面等に代え電磁的記録により行うことができる旨の規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第53号 河合町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、本年8月4日に公布されました健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、健康保険法施行令の一部が改正されることに伴いまして、産科医療保障制度を利用しなかった場合の出産時一時金の金額を40万4,000円から40万8,000円に増額改正するものでございます。

なお、この条例は、令和4年1月1日から施行するものでございます。失礼いたしました。

議案第54号 奈良県広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良広域水質検査センター組合を組織する地方公共団体のうち、川西町、三宅町、田原本町がそれぞれ実施しています水道事業を統合するため、令和4年4月1日に磯城郡水道企業団を設置し、水道事業を開始することに伴いまして、組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなりました。そのことに伴いまして、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

議案につきましては以上でございます。

続きまして、承認案件のご説明に移ります。

承認第13号 令和3年度河合町一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年10月1日に専決処分をいたしました。このことによりまして、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分をいたしました令和3年度河合町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明をいたします。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,045万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を71億303万6,000円としたものでございます。

それでは、歳出から順にご説明をいたします。

承認議案書の8ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目12 財政調整基金費では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整といたしまして6万9,000円の減額をするものでございます。

同じく、目33 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業事業者支援分では、国の交付金を活用いたしまして、感染予防品備蓄事業など4事業を実施するといたしまして1,052万6,000円を増額したものでございます。

次に、歳入につきましてご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

事業の財源といたしまして、地方創生臨時交付金を1,045万7,000円増額したものでございます。

以上、歳入歳出1,045万7,000円の増額補正となっております。

次に、承認第14号 河合町税条例の一部改正につきましては、地方自治法第179条第1項

の規定により令和3年10月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めるところでございます。

それでは、専決処分をいたしました河合町税条例の一部を改正する条例につきまして、改正内容のご説明をさせていただきます。

このことにつきましては、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律及び本年5月10日に公布されました特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日が確定したことに伴いまして、雨水貯留浸透施設等に係る固定資産税の課税標準額の特例割合を定める規定を加えるため、条例の一部を改正したものでございます。

以上、本日上程いたしました12案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（梅野美智代） 理事者より説明のありました議案等のうち、議案第50号、第51号、第52号、第53号の4議案、承認第13号、第14号の2承認についてを本日審議いたします。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第3、議案第50号 河合町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

よって、議案第50号 河合町個人情報保護条例の一部改正については、可決することに決定いたします。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第4、議案第51号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、質問させていただきます。

河合町では、この家庭的保育事業はしていないというふうに聞いているんですけども、今後この事業をする予定があるのか。それとまた、近隣ではしているところがあるのかどうかもお聞きしたいと思います。もししているところがあれば、どこどこの町で何か所されているのかも併せてお願いいたします。

それと、この事業主の方の資格等はどのようになっているのか。そして、もし近隣にあるのならば、その河合町の子供が、その他町で行われているこの事業所に通うことはできるのかどうかも併せてお願いいたします。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 家庭的保育事業のほうですけども、ファミリーサポートセンターのほうは河合町のほうにはございませんが、利用者支援のほうは河合町では行っております。

ファミリーサポートセンターというのは、町のほうで運営したり、利用者を見つけたりと今後家庭でいるお子様やご家族の方たちが一時的にそこで楽しむような施設といたしますか、サービスをという部分で、今後検討していかないといけない部分にはなっておりますが、町外のファミリーサポートセンターを利用するというのはいけません。

資格というのは、保育士の資格があるとかというのではなく、県のほうの単位で、子育て

サポートの単位制の授業等を受けて、指導員なりサポートするスタッフになって運営をしていっていると思っております。また、詳しくは後で説明させていただきます。資料のほうが持ち合わせておりません。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このファミリーサポート事業の中でいろいろときめ細やかな支援事業されているかと思うんですけれども、もし、そういった中でこの対象者がいた場合、どのように対応されているのか。また、ほかの他町のところで通うということはできないということなので、そういった子供さんとかご家庭については、具体的にはどのような援助がされているのかお聞きしたいと思います。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 河合町にはファミリーサポートセンターのほうはございませんので、実際こども園のほうで行っております一時預かりの事業でありますとか、あと、つどいの広場事業のほうを利用していただいております。

ファミリーサポートセンターというのは、今後検討する一つのサポートの事業だと思っております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、議案第51号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、可決することに決定いたします。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第5、議案第52号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、お伺いします。

この特定地域型の保育というのと、特例地域型保育の違いについて教えていただきたいと思えます。

先ほどと同じような形になりますけれども、他町でされているところがあれば紹介していただきたいのと、河合町の子供もそういったところにも入所できるのかということもお願いします。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 特定地域型保育の部分の特定地域保育施設というのは、認可保育所、幼稚園、認定こども園になっています。特定地域型保育事業というのは、小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業というふうになっております。

河合町のほうには、特定教育保育施設というのはございます。特定地域型保育事業の事業所内保育事業という保育施設のほうもございます。地域型保育という部分で、河合町の方も特定地域型保育事業のほうを利用することも可能です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 具体的にどういった事業所でされているのかもちょっとお聞きしたいと思えます。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 河合町のほうに企業型の保育事業ということで、一樹という星和

台のほうに定員19名以下の小規模の部分の事業所、企業型の保育施設がございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、議案第52号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、可決することに決定いたします。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第6、議案第53号 河合町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回、改定されるわけですがけれども、先ほどちょっと説明ありましたが、県単位化との関係で、これは県全体がもう同じ状態になっているのか。また、その辺の状況について質問します。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○議長（梅野美智代） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 県統一の基準となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に上がるということは、人口減少、僅かですけれども出産される方にはありがたい。ただ、確認したいんですけれども、やっぱり国保税の滞納者に対して、どういうふうな扱い方をされているのか。滞納者であってもこのまま丸ごと振込みされているのか。それとも窓口で手渡しされているのか。その辺りちょっと確認だけお願いします。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） ちょっと給付に当たりましては、滞納があるなしを確認した上でお渡しする形になってございます。

以上です。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） まだ確定ではないかと思うんですけれども、令和3年度で人数的にはどれぐらいの方になるのでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 9件の見込みとなっております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、議案第53号 河合町国民健康保険条例の一部改正については、可決することに決

定いたします。

◎承認第13号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第7、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この9ページのところで、この事業のうち事業者感染予防品購入補助事業ということで500万円になっているのですが、一応これ取扱いについては、先日ホームページ等でも出されておりますが12月1日から1月末というふうになっていると思います。そういう点でいくと、この専決そのものは10月1日付で行われているんですけども、そういう意味で11月とか対象者から外れるということになると思うんですけども、実際その辺についてはどうのように考えられておられるのか、ちょっと確認したいと思います。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） ご質問ありましたように、この申請期間につきましては12月1日から1月31日になっております。

今後、この12月以降に購入したものを対象とさせていただくことになっております。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 文面的にはそうだと思いますが、例えば、11月本当にされている方がおられたときに、そういうことは既に違う補助金等で救済というか対応できるような仕組みになっているんでしょうか。その辺りをちょっと確認したいと思います。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい。

○議長（梅野美智代） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 坂本議員の質問なんですけれども、11月に購入された場

合は対象となりません。その以前に、12月1日からということになっておりましたのは、以前に周知もさせていただいておりますので、利用者の方にご理解いただいているというように考えております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、梅野議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 同じく、9ページの感染予防費の備蓄事業、管財課の150万円。03学校感染予防品備蓄事業の教育総務課の事業費、消耗品180万円。これらの物品の明細が教えていただけますか。

それと、学校感染予防費備蓄事業が180万円。これは、令和3年度第3回目の給付金に充当する事業で予定でしたが、今回に振り替えられた理由を再度ご説明ください。

次に、02公共施設消毒殺菌事業、管財課、委託料、役場庁舎消毒殺菌作業委託料となっております。これは、令和3年度末、いつまでの期間、何回実施されるのか教えてください。

また、この業務委託に関するについては、いかなる契約方法によるものか教えてください。

○教育総務課長（中尾勝人） はい。

○議長（梅野美智代） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） すみません。学校関係の備蓄品のほうでお答えさせていただきます。

内訳につきましては、マスク、手袋、体温計、また消毒液といった消耗品のほうを計上のほうさせていただいております。

また、消毒作業に係る感染対策として、シルバー人材の方に作業を行っていただいております。その中で必要とする消毒液、またアルコールボトルや雑巾、そういった部分での計上をさせていただいております。

以上でございます。

○管財課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 内野課長。

○管財課長（内野悦規） 感染予防品備蓄事業の消耗品についてですけれども、抗原検査キットのほかアルコールの消毒液でありましたり、マスクやウェットティッシュ、ペーパータオル、あと防護服などを想定しております。

2番の校舎施設消毒殺菌事業についてですけれども、こちらについては今年度9月に実施

しておるものです。こちらの契約については、随意契約にて実施しております。

以上です。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 私のほうからは、学校感染予防品備蓄事業につきまして、当初3次コロナにこの180万円計上しておりましたが、これを振り替えた理由ということでございますけれども、これは3次コロナで計上しておったんですけれども、これとは別に町単独事業としまして、昨年に引き続いて高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化を実施することといたしました。このインフルエンザ予防接種の無料化の経費につきましては、今回のこの臨時交付金では対象とならないものなんです、前回の3次コロナの交付金には対象となるといったことから、国の交付金を有効に活用するために事業を振り替えて実施するものでございます。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。ちょっと一応補填させていただきます。

公共施設の消毒殺菌事業につきましては、9月に庁舎の消毒を実施しております。実際に専決をさせていただいているのは10月ということで、緊急のため予備費で一旦実施させていただいておりますが、この交付金事業に振替をさせていただくというような形でしております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、梅野議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再度聞きたいのは、管財課の感染予防品備蓄で、今ちょっと予定ということをおっしゃっていたんですけれども、消耗品の内訳なんです、品目別に何個とか数量とかいうのは分かりませんか。多分、そこまではもう数字はもう予定されていると思うんですけれども、公表いただけませんか。

○管財課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 内野課長。

○管財課長（内野悦規） こちらの備蓄品の消耗品については、あくまでも実際の使用状況によって異なるものでありまして、今のところ見込みの予定ということでございますが、消毒

液については40本、アルコール液ボトル100個、マスク40個、ウェットティッシュ50、ペーパータオル200、抗原検査キットとか防護服が20などを予定しております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 9ページ、同じところなんですけれどもお伺いします。

01感染予防品備蓄事業のところの部分の需用費です。消耗品費として抗原検査キットございます。それと防護服等その点についてお伺いしたいんですけれども、抗原検査キット様々な種類あるんですけれども、例えばなんですけれども、抗原検査で反応が出た場合に無料でPCR検査そのまま受けられますというそういったもののストックというものを考えていらっしゃるのか、ちゃんとそこも吟味した上でのものであるのか。

それと、もう1点なんですけど、防護服なんですけれども、これ誰がどういう状況で使うためのもので想定されて購入されているのか、そこをお答えいただけますでしょうか。

○管財課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 内野課長。

○管財課長（内野悦規） 抗原検査キットについてですけれども、こちらについては、これまでに庁舎のほうなどで使用した抗原検査キットをこちらの項目に振り替えるということで実施するためでございます。

以上です。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者あり）

○議長（梅野美智代） 防護服の件についてお願いします。

○管財課長（内野悦規） 議長。

○議長（梅野美智代） 内野課長。

○管財課長（内野悦規） 防護服については、職員の消毒作業に使用するものでございます。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 事前にそろえたものに対してのものを計上させているというこれ専決事項ですからそうなんですけれども、その抗原検査キットですからPCR検査が、要は抗

原検査を行って反応が出た場合、PCR検査も受けられますよという類いのものをしっかりと購入されていたんですかというところの確認と、それと防護服なんですけれども、今のご答弁ですと職員を消毒するために使うんですか。今のご答弁の内容ですと、職員を消毒するためにというご答弁でしたので、保健所の人間がやることですか、例えば、自衛隊がやるような業務を人間に対して、同じ職員に対して行うという意味合いで、この防護服を購入するということよろしいんですか。その確認の質問をさせていただきます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） すみません。答弁内容について補足させていただきます。

まず、抗原検査キットですが、実は私自身も使っておりまして、その袋には、もし陽性反応があった場合にはPCR検査が無料で受けられますよという表示がございました。

続きまして、防護服なんですけれども、簡易な消毒作業を行う際に職員の割り当てを決めておりまして、その際に職員が使うものとなっております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、承認第13号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）は、承認とすることに決定いたします。

◎承認第14号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第8、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（河合

町税条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(梅野美智代) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 先ほどの説明で、今回の改正の関係は、貯留及び浸透施設等に対する固定資産税の関係ということだったんですが、その件については町内で対象施設があるのか。また、実際はどのような施設が対象になるのか。ちょっとそれについて説明をお願いします。

○税務課長(松本武彦) はい、議長。

○議長(梅野美智代) 松本課長。

○税務課長(松本武彦) まず、貯留浸透施設の有無でございますけれども、こちらの対象になるのは、あくまでも個人、民間が所有するものでございますので、現在のところ町内にはございません。また、どのような施設が対象になるかというところなんですけど、こちらにつきましては、総務省令で定めるものがその対象というふうになっておりますので、総務省令によってその認定を受けたものというふうになっております。

以上でございます。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(梅野美智代) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 民間でという、今、課税の対象になるのはそういうものだということですが、施設的に言えば、もしくは調整地とか含めて今、町が保有しているような施設は本来対象だけでも、町が保有しているので税の対象にはなっていないというそういう理解でよろしいでしょうか。

○税務課長(松本武彦) はい、議長。

○議長(梅野美智代) 松本課長。

○税務課長(松本武彦) そのとおりでございます。

○議長(梅野美智代) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(梅野美智代) ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、承認第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）は、承認とすることに決定いたします。

◎議案第45号から議案第49号及び議案第54号の委員会付託

○議長（梅野美智代） 日程第9、議案第45号、日程第10、議案第46号、日程第11、議案第47号、日程第12、議案第48号、日程第13、議案第49号、日程第14、議案第54号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第45号を総務常任委員会に付託いたします。

議案第46号、議案第47号、議案第48号を厚生常任委員会に付託いたします。

議案第49号、議案第54号を経済建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（梅野美智代） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一